

第1回宮崎地方最低賃金審議会の開催について（公示）

宮崎労働局一般公示第2号

宮崎地方最低賃金審議会を次のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は下記の申込要領によりお申込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般の方の傍聴はできる限りご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、報道関係者の方の傍聴に当たっては、1社につき2名までとさせていただきます。

令和4年6月22日

宮崎労働局長

印

記

- 1 日時 令和4年7月7日(木)午後1時45分から午後3時まで
- 2 場所 宮崎合同庁舎2階共用大会議室
宮崎市橘通東3丁目1-22
- 3 議題
 - (1) 宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について
 - (2) 今後の審議の進め方について
 - (3) 事業場実地視察について
 - (4) 特定最賃必要性審議における関係労使の意見聴取について
 - (5) その他
- 4 傍聴者 5名
- 5 申込要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、メール又はファックスにて次の事項を明記してお申込みください。（電話でのお申込は御遠慮ください。）

- ・第1回宮崎地方最低賃金審議会傍聴希望
- ・お名前（ふりがな）
- ・勤務先または所属団体
- ・電話
- ・FAX 番号

申込締切日は、令和4年7月1日(金)17時00分です。(必着)

申込先 宮崎労働局労働基準部賃金室

◎ メールの場合

メールアドレス：chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

◎ F A X の場合

0985 (38) 8830

(2) 希望者が5名を超えた場合には抽選を行います。そのため、傍聴できない場合もありますのでご了承ください。

抽選となった場合のみ、当落のご連絡を電子メール(申し込みいただいた時のメールアドレスに送付)又はF A X (申し込みいただいたF A X 番号)にてご連絡いたします。

※当日は「傍聴申込用紙(申し込みの送信メール又はF A X 用紙をプリントアウトしたもの)及び顔写真付き身分証明書(免許証、社員証等)をご持参いただき、入室の際に提示してください。

(3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。

審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 その他

(1) 傍聴される場合には、別添の「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

(2) 車イスをお使いになられる方は、その旨お申込の際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。

【担当】 宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985 (38) 8836